

平成28年度

事業計画書

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

目 次

平成28年度事業方針	1 ページ
I. 法人運営部門	2 ページ
1 法人運営部門の確立	
II. 地域福祉活動推進部門	2 ページ
1 民生委員・児童委員活動支援事業	
2 地域福祉活動計画の推進	
3 ボランティアセンター事業	
4 災害ボランティアセンター事業	
5 小地域ネットワーク活動	
6 福祉教育・啓発活動	
7 子育て支援事業	
8 各種福祉団体支援事業	
9 共同募金配分金事業	
III. 福祉サービス利用支援部門	7 ページ
1 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	
2 法人後見事業	
3 生活福祉資金貸付事業	
4 福祉資金（小口）貸付事業	
5 移送サービス事業	
6 松梅児童クラブ事業	
7 住民の福祉活動の推進・支援	
8 富士町コミュニティバス運行事業	
9 流水浴機器等管理運行事業	
10 老人福祉センター等運行事業	
11 松梅児童館運行事業	
12 佐賀市立母子生活支援施設「高木園」運行事業	
13 佐賀市産業振興会館管理事業	
14 佐賀市東与賀保健福祉センター管理事業	
15 佐賀市久保田総合センター管理事業	
IV. 在宅福祉サービス部門	9 ページ
1 居宅介護支援事業	
2 訪問介護事業	
3 通所介護事業	
4 身体障がい者居宅介護支援事業	
V. その他の事業	10 ページ
1 共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力	
2 日本赤十字社事業の推進	

平成28年度事業方針

今日、地域社会には、経済的困窮や閉じこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題が山積し、既存の社会保障・社会福祉施策ではなかなか解決に至らない問題が顕在化しています。

また、地域社会や家庭の様相の変化や、少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って、地域コミュニティの仕組みが脆弱化して、地域における生活課題の深刻化・複雑化に対応できなくなってきました。

誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の推進を活動目的とする社会福祉協議会には、こうした地域の福祉課題を的確に把握し、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められております。一方、これからの地域福祉の推進を図る上では、高齢者等要援護者自身も含め、すべての人びとの参加を前提に、多様な担い手、幅広い関係者が変革の取り組みに意欲的に参加し、連携するネットワークづくりをすすめることが必要です。

平成28年度から始まる「第三期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、「①みんなの主体的な活動を促す環境づくり」、「②地域で安心安全な暮らしを支える体制づくり」、「③福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり」を基本目標とし、重点事業として地域で見守り支援する体制づくりを強化するために、全市域で福祉協力員等福祉の担い手の設置を推進し、異変などの早期発見に努めることとしています。また、閉じこもりがちな高齢者だけでなく、子育て中の親子などが地域との繋がりや社会参加を促していく新たな居場所づくりにも取り組み、地域で福祉活動を支える人たちの活動の輪を広げることとしています。

このような目標を進めるために、佐賀市社会福祉協議会では、個別の課題や地域のニーズを把握し、行政や福祉施設・地域資源等と連携・調整しながら、福祉課題の解決に導く「つなぎ役」としての地域福祉の専門職としてコミュニティーソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援を行い解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組むこととしており、平成28年度は2つの地域にモデル配置します。

また、行政関係部署、佐賀県共同募金会、日本赤十字社佐賀県支部と連携し、地域福祉推進のための財源確保と継続した社会福祉協議会独自の地域支援活動に努めます。

※各項目の金額は事業費額、[p.] は予算書の該当するページ数を表しています。

I. 法人運営部門

1 法人運営部門の確立（254,567千円）〔p.10〕

- (1) 将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会費制度の周知、拡大などを図るとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図る。
- (2) 職員は社協の役割と使命を認識し、業務目標の達成に向けた業務遂行に努める。また、職員研修等を通じて広範な知識と専門性を養い、意識改革、資質の向上に努めると同時に、職場環境の整備、充実を図る。
- (3) 理事、評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。
- (4) 苦情解決システム管理要綱に基づき、利用者等からの苦情について適切な解決を図る。また、利用者等の権利を擁護するとともに、本会が実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高める。

II. 地域福祉活動推進部門

1 民生委員・児童委員活動支援事業（629千円）〔p.22〕

民生委員児童委員に対し、円滑な活動実施を支援する。

2 地域福祉活動計画の推進（59千円）〔p.15〕

第3期地域福祉活動計画の進捗管理を行うことにより、計画の適切かつ確実な推進を図る。
(地域福祉活動計画推進委員会：推進委員16名・年1回開催)

3 ボランティアセンター事業（4,463千円）〔p.16,32〕

ボランティア活動の担い手育成を重点に、各種講座・行事等を開催し、市民のボランティアに対する意識高揚と参加を促進するとともに、ボランティアのコーディネート機能を強化し、ボランティア（個人・グループ）の活動基盤を整備することで活性化に繋げる。

(1) 活動基盤整備事業

- ① ボランティアコーディネート機能の強化
- ② ボランティアセンター運営委員会の開催
- ③ 人材リストへの登録団体募集・広報活動

(2) 啓発推進事業

- ① 福祉体験学習指導者派遣事業

地域、企業、学校等で開催される福祉総合学習（車椅子介助、アイマスク体験、高齢者疑似体験等）に指導者を派遣し、福祉教育の充実や人材育成を図る。

(3) 研修事業

- ① ボランティアの人材養成講座

ボランティアの人材育成や地域の担い手育成を目的に研修等を開催する。

(4) ボランティア活動の支援

- ① ボランティア活動保険の活用促進

- ②ボランティア活動への助成
- ③学校ボランティア育成

(5) その他の支援事業

- ①24時間テレビチャリティー募金活動等への支援
- ②各ボランティア連絡（推進）協議会及びボランティア団体等との連携

4 災害ボランティアセンター事業

災害発生時には速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者支援を行うボランティアがスムーズに活動できるような体制づくりを図る。

- ①災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の開催
- ②災害ボランティアセンター運営スタッフ養成研修並びにフォローアップ講座の開催《新規》
- ③災害ボランティアセンター管理システム構築の検討《新規》
 - ・災害ボランティア基本システムの構築
 - ・災害ボランティア地図連携システムの構築

5 小地域ネットワーク活動（43,536千円）

(1) 地域で見守る体制づくり強化事業（3,230千円）

第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画の重点事業である「福祉活動の担い手づくり」と「気軽に集える新たな居場所づくり」を進める。

①福祉協力員設置推進支援事業 [p. 22] 《新規》

それぞれの地域の実状に応じた福祉協力員の設置に向けた取り組みについて、必要な支援を行う。

②気軽に集える新たな居場所づくり [p. 30] 《新規》

地域とのかかわりが乏しく、閉じこもりがちな生活を送っている高齢者や子育て中の親子などが、気軽に集える新たな居場所づくり（コミュニティカフェ）を進める。

③緊急連絡カードの整備

民生委員児童委員の協力を得て、富士町内のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の実態を把握するとともに、対象者に緊急連絡カード等の配布を行う。

(2) 校区社協活動支援事業（9,729千円）

小地域福祉活動を担う組織である市内19校区の校区社会福祉協議会に対し支援を行う。

- ①校区社会福祉協議会運営費・活動費助成 [p. 22]
- ②校区社会福祉協議会役員研修 [p. 22]
- ③年末・年始地域福祉交流事業 [p. 30]

(3) 小地域ネットワーク活動推進事業（2,505千円） [p. 22, 33, 38]

地域の福祉課題解決を目的とした住民参加による小地域ネットワーク活動を推進し、地域福祉の充実を図る。

- ①小地域ネットワーク推進事業
- ②小地域見守り体制支援事業

(4) 高齢者ふれあいサロン事業（22,641千円） [p. 18] ※佐賀市委託

家に閉じこもりがちな高齢者やひとり暮らしの高齢者等を対象として、社会的孤立の解消や生きがいがづくりの場の提供を目的に、地域住民が地域の施設で開催する高齢者ふれあいサ

ロンに対して、その運営及び設立の支援を行う。

(平成28年3月現在サロン数：230サロン)

(5) 在宅高齢者会食会等事業 (2,734千円) [p. 30, 35, 37]

高齢者の社会的孤立の解消や地域での見守り等を目的として、各地域で行われている高齢者会食会の開催促進を図る。

(6) 年末年始ふれあいまつり事業助成 (100千円) [p. 30]

大和町内各小学校の育友会(PTA)が中心となり、地域住民間のふれあいや親睦を深めるため実施される「ふれあいまつり」に対し、助成を行う。

(7) 避難行動要支援者支援事業

災害時に避難支援を要する高齢者等(避難行動要支援者)に対し、市及び地域支援団体(自治会、民生委員児童委員、校区社協など)との協力・連携を図る。

(8) 高齢者生きがいづくり促進事業 (1,169千円) [p. 24, 25, 26, 28, 29, 33, 38]

高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防、閉じこもり防止等を目的に、市内各地域で開催される各種の行事の促進を図る。

(9) 世代間交流事業 (316千円) [p. 37, 39]

①地域ふれあい交流事業

高齢者や児童、地域住民、障がい児者等の交流を推進する。

(10) 施設・地域交流事業 (147千円) [p. 30, 33]

高齢者福祉施設及び障がい者福祉施設の入所者等と地域住民の交流を促進する。

(11) 歳末地域交流事業 (965千円) [p. 30]

歳末たすけあい募金の配分金を活用して、年末年始にしめ縄づくりや餅つき等を開催し、地域住民の交流を促進する。

6 福祉教育・啓発活動 (6,487千円)

(1) 広報活動 (4,667千円) [p. 14, 30, 40]

①社協だより“愛・あい”の発行、ホームページの更新

②支所だよりの発行

(2) 第12回佐賀市社会福祉大会の開催 (1,161千円) [p. 14]

福祉活動推進の意識を高めるとともに、社会福祉事業の振興発展を図ることを目的に開催する。

(3) 児童健全育成事業 (336千円) [p. 25, 35, 36, 37]

児童の健全育成を目的に体験活動等を行う。

(4) 技能ボランティア養成講座 (323千円) [p. 28, 29]

絵手紙や折り紙等の技能ボランティアを養成するための講座等を開催する。

(5) 実習生の受け入れ

これからの社会福祉を担う学生に社会福祉専門職に求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場を提供し、社会福祉の増進に繋がるよう指導・育成を行う。

7 子育て支援事業（13,414千円）〔p.19,36,38,39〕

地域で子育てを支援する基盤の形成を図ることにより、子育て中の人達の不安感や負担感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

(1) 地域子育て支援センター事業

子育て中の親子がいつでも気軽に集うことができる広場を身近な地域に設置し、地域との連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを促進する。

①子育て親子への交流の場の提供と交流の促進

- ・交流の場の提供

子育て親子が自由に利用できる交流の場を設置する。【諸富ふれあい広場】

- ・交流の促進

地域のボランティアグループの協力により、出会いのきっかけづくりとしての「子育てサロン」を実施し、子育て親子や地域の方との世代間交流を図る。【諸富ふれあい広場】

②子育て等に関する相談、援助の実施

随時育児相談に応じ、必要があれば関係機関を紹介する。

また、子育てについてみんなで語り、経験談を話す機会を設け、保健師による健康発育相談を実施する。【諸富ふれあい広場】

③地域の子育て関連情報の提供

- ・ハッピーママの発行（毎月）
- ・市報への掲載
- ・ホームページへの記事掲載
- ・各種情報誌への掲載依頼（県社協だより・ワイヤーママ・マタニティマガジン等）

④子育て及び子育て支援に関する講習等

- ・子育て講座の開催（年2回）
- ・プレママ講座の開催（年1回）《新規》
- ・子育て支援者研修会の開催（年4回）
- ・子育てサークル等の育成・支援【諸富ふれあい広場】

⑤地域支援事業

- ・家庭訪問型子育て支援『ホームスタート』事業

子育てに不安を抱えながらも誰にも相談できずに悩みを抱え、閉じこもりがちな就学前の子どものいる家庭を、要望に応じてボランティアが訪問し、「傾聴」と「協働」を通して、親が心の安定や自信を取り戻し、虐待など深刻な問題の発生を未然に防ぐとともに、地域へと踏み出すきっかけづくりを支援するために実施する。

家庭訪問の実施

ビジターフォローアップ研修会の開催（年4回）

親支援プログラム講座の実施

ほっとスペースの開設《新規》

⑥出張ひろば

- ・大和まほろば広場〔大和〕
- ・ふれあいるーむ〔富士〕

- ・よかつこ広場〔東与賀〕
- ・なかよし広場〔久保田〕
- ・みつせスマイルキッズ広場〔三瀬〕
- ・あかちゃん広場・むつごろう広場〔ほほえみ館〕

⑦地域の子育て力を高める取組みの実施

- ・地域サロン活動の支援
市内各地で行われているサロン等に出向き、活動を支援する。
- ・地域世代間交流事業の実施『出会いの広場』
親子と地域のつながりを深め、世代間交流の中で地域ぐるみの子育て支援を推進する。
- ・各関係機関との連携による研修会等の実施
子育てに関係する団体等からの要請に応じ、研修等を積極的に受け入れる。

⑧乳幼児一時預かり事業

- ・広場での一時預かり
- ・出張託児の実施

8 各種福祉団体支援事業（2,247千円）

（1）福祉団体等及び社会福祉事業助成事業（2,247千円）〔p.22〕

佐賀市における福祉活動の振興を図るため、地域福祉活動を行う福祉団体等の事業及び運営に対して助成し、福祉のまちづくりを推進する。

（2）福祉バスの利用〔p.10〕※法人運営事業で実施

特別団体会員として登録している市内の各種福祉関係団体等が、研修・ボランティア活動等を行う際、円滑な活動ができるようマイクロバスによる送迎を行う。

9 共同募金配分金事業（19,077千円）〔p.30～39〕

（1）共同募金配分金事業（11,074千円）

本会への配分金を基に、法人からの繰入金と併せて共同募金配分事業として事業を行う。

（2）福祉のまちづくり支援事業（1,334千円）

地域の新たな福祉ニーズに応えるため、安心・安全なまちづくり支援事業をより拡充させる先進的拡充事業や募金への理解促進につながる地域還元型事業に対して配分を行い、「福祉のまちづくり」を推進する。

（3）歳末たすけあい配分金事業（6,669千円）

前年度、運動期間中（12月1日から1ヶ月間）に集まった募金を元に、住民ニーズに応じた事業を展開する。

Ⅲ. 福祉サービス利用支援部門

1 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（11,472 千円）〔p. 40〕

「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを目的に、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人達が安心して自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行い支援する。

（1）福祉サービス利用援助事業（通称：あんしんサポート）の実施

- ①福祉サービスの利用援助サービス
- ②日常的な金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス

2 法人後見事業（584 千円）〔p. 42〕

本会が、法人（成年）後見が必要と認められる人の後見人等になり、身上監護や財産管理などの生活全般を継続的かつ長期的に支援する。

また、成年後見センター（仮称）設立を目指す。

3 生活福祉資金貸付事業（2,615 千円）〔p. 51〕

金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者の属する世帯に対し、関係機関と連携を図り必要な資金の貸付けと相談援助を行う。

4 福祉資金（小口）貸付事業（12,982 千円）〔p. 52〕

低所得世帯の自立のため、他からの資金借入れが困難かつ緊急の場合に3万円を上限として貸し付けを行う。

5 移送サービス事業（555 千円）〔p. 43〕

市内に居住し、既存の交通機関による移動が困難な車椅子利用の高齢者や身体障がい者を対象に、ボランティアの協力のもと、車椅子搬送仕様自動車を利用した移送サービスを提供することにより地域生活の継続を支援する。

6 松梅児童クラブ事業（3,316 千円）〔p. 44〕 ※佐賀市委託

地区内の小学校に通学し、就労等により放課後に保護者がいない家庭に対し、授業終了後及び長期休暇期間中に遊びと生活の場を提供し、児童を犯罪から守るとともに健全育成を図る。

7 住民の福祉活動の推進・支援（4,516 千円）

（1）小災害罹災世帯に対する見舞（600 千円）〔p. 22〕

罹災した者に対し、物的・精神的な援護を図るため見舞金を支給する。

※別途、佐賀県共同募金会、日本赤十字社佐賀県支部の取扱窓口として見舞金等の支給を行う。

（2）児童遊園地整備助成金（883 千円）〔p. 22〕

市内地区自治会が児童福祉対策として、児童遊園地の新設、増設及び補修を行った場合、助成金を交付する。

(3) 防犯灯の設置助成 (3,033 千円) [p. 30]

市内自治会等が地域住民の安全確保と犯罪の防止、青少年の非行防止のため、自主的に防犯灯の維持・管理のため助成金を交付する。 ※平成 28 年度で終了

(4) 備品の貸し出し

市民や各種団体等の申し出に応じて、車椅子・研修機器等の備品を貸し出す。

(5) 暮らしのトラブル無料法律相談事業

多重債務や自己破産等生活上に発生する様々な悩みやトラブルで困窮している者に対し、適切な助言を行うことで、住民福祉の向上に努める。

(6) 高齢者フリー定期券 (昭和自動車シルバーパス) 販売 ※法人運営事業で実施

8 富士町コミュニティバス運行事業 (2,828 千円) [p. 45] ※佐賀市委託

富士町コミュニティバスの運行を行うことにより、地域の高齢者等の移動手手段の確保を図る。また、コミュニティバス運行に合わせて高齢者等の交通弱者に対し、外出の機会を提供することにより、閉じこもりの防止及び社会参加の促進を図るための富士地区高齢者憩いの家事業を実施する。

9 流水浴機器等管理運営事業 (1,830 千円) [p. 48] ※佐賀市委託

生涯を健康で過ごせる体づくりや生活習慣病の予防を目的に、温泉水を利用した三種類の流水浴機器を利用し健康の増進を図る。

10 老人福祉センター等運営事業 (75,741 千円)

高齢者が地域で安心して、心豊かに楽しく過ごせる場所を提供するため、市内 5 箇所 (平松、巨勢、金立、開成、大和) の老人福祉センター等を運営する。各センターでは高齢者大学、クラブ活動や行事などを行い、生きがいの充足、また積極的な「仲間づくり」を進め、さらには各センターにおいて健康相談を実施し、健康で明るい生活を営んでもらうための事業の推進に努める。

(1) 佐賀市平松老人福祉センター (19,617 千円) [p. 53]

- ①平松老人福祉センター事業
- ②佐賀市平松清風大学 (年 3 7 回開講・定員 6 5 名・2 年制)

(2) 佐賀市巨勢老人福祉センター (16,767 千円) [p. 55] ※佐賀市委託

- ①巨勢老人福祉センター事業
- ②巨勢シルバーカレッジ (年 2 0 回開講・定員 5 4 名)

(3) 佐賀市開成老人福祉センター (14,508 千円) [p. 57] ※佐賀市委託

- ①開成老人福祉センター事業

(4) 佐賀市大和老人福祉センター (12,694 千円) [p. 59] ※佐賀市委託

- ①大和老人福祉センター事業

(5) 佐賀市金立いこいの家 (12,155 千円) [p. 61] ※佐賀市委託

- ①金立いこいの家事業
- ②金立いこいの家文化講座 (年 1 2 回開講・定員 4 5 名)

- 1 1 **松梅児童館運営事業（16,645 千円）** [p. 63] ※佐賀市委託
 児童の健康を増進し情緒を豊かにすることを目的に健全な遊び場を提供する。また、松梅校区に幼稚園・保育園がないため、就学前の保育を行う。併せて、子育て家庭の支援を行う。
- 1 2 **佐賀市立母子生活支援施設「高木園」運営事業（31,353 千円）** [p. 65] ※佐賀市委託
 配偶者のいない女性やこれに準ずる要件にあたる女性及び監護すべき児童を受け入れて保護するとともに、一日も早く自立できるよう生活全般を指導・支援する。
 ※平成 29 年度から民間へ移譲
- 1 3 **佐賀市産業振興会館管理事業（1,556 千円）** [p. 49] ※佐賀市委託
 地場産業の振興と市民の福祉等の向上を図るため、産業振興会館の管理及び会議室等の貸し出しを行う。
- 1 4 **佐賀市東与賀保健福祉センター管理事業**
 日常の保健福祉センターの開閉、会議室等の貸し出しや利用状況の把握・調整等の管理業務を行う。
- 1 5 **佐賀市久保田総合センター管理事業（2,877 千円）** [p. 50] ※佐賀市委託
 文化的サークル活動や健康づくり・生涯学習の拠点施設である老人福祉センター、農村環境改善センター、高齢者交流施設、保健センターの 4 施設の会議室等の貸し出しや利用状況の把握等の管理業務を行うとともに、各施設の利用調整を行う。

IV. 在宅福祉サービス部門

- 1 **居宅介護支援事業（17,909 千円）**
 介護保険法により介護認定を受けた方が、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関と連携し地域の資源の活用も含めた居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務、認定調査を行う。
 (1) 居宅介護支援佐賀事業所（7,594 千円） [p. 67]
 (2) 居宅介護支援南部事業所（10,315 千円） [p. 68]
- 2 **訪問介護事業（10,597 千円）** [p. 69]
 介護保険法により介護認定を受けた方に対して、ケアプランに基づいて、「身体介護」「家事援助」「両方の複合型」等のサービスを提供し、充実した日常生活を営めるよう訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣する。
- 3 **通所介護事業（32,242 千円）** [p. 71]
 要支援及び要介護認定を受けた方が、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供する。利用者の心身機能の維持・向上と社会的孤独感の解消及び利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
 (1) 開成デイサービスセンター事業
- 4 **身体障がい者居宅介護支援事業（350 千円）** [p. 74]
 障害者総合支援法第 29 条に基づき、在宅で生活を営む身体障害者手帳取得者に対して、日常生活に必要なサービスを提供し、自立した生活の継続を支援する。

V. その他の事業

1 共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力（佐賀県共同募金会佐賀市支会）

公的な福祉サービスでは支えられない分野の支援を行うため、佐賀県共同募金会佐賀市支会として募金活動を展開する。

（1）赤い羽根共同募金

10月1日から12月31日までの3ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、街頭、法人、資材、学校、イベント、職域等の各種募金を行う。

（2）歳末たすけあい募金

12月1日から12月31日までの1ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、職域等の各種募金を行う。

2 日本赤十字社事業の推進（日本赤十字社佐賀県支部佐賀市地区）

国際救護活動や災害救護活動等の人道的使命に基づき、国内外で事業を実施している日本赤十字社の佐賀市地区として、赤十字事業の普及と事業推進に必要な資金の確保に努める。

（1）各種講習会

佐賀県支部が開催する各種講習会を積極的に推進するとともに、市内で行われる蘇生法などの講習に講師又は指導員の派遣調整を行う。

①赤十字救急法講習会

②講習への講師（指導員）派遣調整

（2）防災・減災活動等への取り組みに対する助成

校区自治会及び自主防災組織等が、防災・減災意識の高揚を目的に実施する防災・減災活動及び研修会、講習会等に対して助成金を交付し、地域における日本赤十字社活動の普及と誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進を図る。

（3）災害義援金の募集・受付

各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付を行い、被災者への支援を行う。

なお、募集期間中に集まった義援金は日本赤十字社佐賀県支部に全額送金し、同会を通じて送金する。

（4）火事等の罹災世帯への援助

罹災者に対し、物的・精神的な援護を図るため見舞金や毛布、日用品等の物資を支給する。